

(3) 供用を開始する期日 平成28年2月29日

道路管理課

**長野県北信建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月29日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

1 路線名 長瀬横倉停車場線

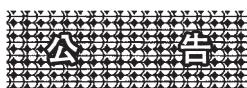
2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字堺字浦沢5298番の1地先から

下水内郡栄村大字堺字大入3970番の7地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年2月29日

道路管理課

**公告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、当該試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
平成28年7月3日(日) 午前10時から午後5時 10分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成28年9月11日(日) 午前11時から午後4時 まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)		設計製図

(2) 木造建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目
平成28年7月24日(日) 午前10時から午後5時 10分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	学 科
平成28年10月9日(日) 午前11時から午後4時 まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	設計製図

## 2 受験申込手続

(1) 持参による申込み又は郵送による申込み

ア 受験申込書の配布

受験申込書は、平成28年3月7日(月)から一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部において配布するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターに対し、インターネット又はFAXで請求した場合には、同センターから郵送により配布します。

イ 受験申込書の受付期間等

(7) 持参による受付

受付期間	平成28年4月7日(木)午前10時から平成28年4月11日(月)午後5時まで
受付場所	長野県建築士会館 3階会議室 (長野市大字南長野字宮東426-1) 松筑建設会館 2階第3会議室 (松本市島立996(松本合同庁舎南隣))

(1) 郵送による受付

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことのある者のうち、受験をした二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付できる者又は持参による申込みができないやむを得ない事情があると公益財団法人建築技術教育普及センターが認めた者に限り行うことができます。

受付期間	平成28年3月14日(月)から平成28年3月29日(火)まで(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。
郵送先	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

ア 受験申込受付期間

平成28年3月22日(火)午前10時から平成28年3月29日(火)午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

## 3 合格者の発表等

合格者の発表は、次の表の期日に、合格者の受験番号を公益社団法人建築技術教育普及センター関東支部、一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部に掲示するとともに、公益社団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。なお、合否の判定結果は、受験者に通知します。

	合格者の発表日	
	「学科の試験」	「設計製図の試験」
二級建築士試験	平成28年8月23日(火) (予定)	平成28年12月1日(木)
木造建築士試験	平成28年9月6日(火) (予定)	

## 4 その他

- (1) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。
- (2) この試験について不明な点は、公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部（東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話 03-6261-3310）又は一般社団法人長野県建築士会（長野県長野市大字南長野字宮東426-1 電話 026-235-0561）に問い合わせてください。

建築住宅課

## 公告

駒ヶ根市東部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年2月29日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

## 理事

## 新任

氏名	住所
吉瀬 隆	駒ヶ根市中沢499番地
北原 徳男	駒ヶ根市中沢1069番地2
小牧 一雄	駒ヶ根市中沢2825番地
吉沢 泰介	駒ヶ根市中沢4617番地
木下 真人	駒ヶ根市中沢6532番地イ
北澤 満	駒ヶ根市中沢8151番地
木下 健一	駒ヶ根市中沢9122番地3
竹村 勝美	駒ヶ根市中沢10064番地2
下島 清志	駒ヶ根市中沢12470番地
村上 守伸	駒ヶ根市東伊那287番地
木下 武敏	駒ヶ根市東伊那2354番地2
竹村 芳博	駒ヶ根市東伊那4504番地ロ
湯沢 幸司	駒ヶ根市東伊那5721番地1
中村 宗一郎	駒ヶ根市東伊那6436番地1

## 重任

氏名	住所
上村 秀一	駒ヶ根市中沢11899番地ロ
竹村 勲	駒ヶ根市中沢3646番地2

## 退任

氏名	住所
林 平二	駒ヶ根市中沢30番地1

野村 近彦	駒ヶ根市中沢4581番地ロ
新井 佑幸	駒ヶ根市東伊那3028番地
馬場 敏弘	駒ヶ根市東伊那5156番地

## 監事

新任	氏名	住所
	佐藤 伊左男	駒ヶ根市東伊那3324番地

重任	氏名	住所
	林 保茂	駒ヶ根市中沢3417番地2

退任	氏名	住所
	唐沢 一夫	駒ヶ根市東伊那868番地

農地整備課

## 公告

長野県勘左衛門堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年2月29日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

## 理事

新任	氏名	住所
	山田 高久	安曇野市豊科高家1715番地
	山田 俊英	安曇野市豊科高家4725番地
	丸山 一光	安曇野市豊科1016番地4
	折野 芳昭	安曇野市豊科2272番地2
	高山 繁一	安曇野市豊科2111番地1

重任	氏名	住所
	竹内 啓司	安曇野市豊科高家1403番地
	岩倉 豊夫	安曇野市豊科高家366番地2
	北原 靖宏	松本市大字島内7156番地イ-1

退任	氏名	住所
	横川 茂門	安曇野市豊科1360番地
	山田 純一郎	安曇野市豊科高家4731番地
	大原 浦男	安曇野市豊科1092番地
	丸山 敏昭	安曇野市豊科高家1920番地
	小林 信正	安曇野市豊科2113番地2

## 監事

新任	氏名	住所
	本山 友繁	安曇野市豊科高家4937番地2
	上條 康正	安曇野市豊科1592番地2

重任	氏名	住所
	矢萩 正彦	松本市大字島内7158番地2

退任	氏名	住所
	宮澤 孝嘉	安曇野市豊科高家4160番地1
	高山 賢治	安曇野市豊科2131番地1

農地整備課

**公告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成28年2月29日

長野県公安委員会

**1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所**

種 別	実施期日	時 間	場 所
雜踏警備業務 (1級)	平成28年 6月5日 (日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

**2 検定の方法**

学科試験及び実技試験

**3 試験の区分**

種 別	区 分	科 目
雜踏警備業務 (1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雜踏の整理に関すること。 雜踏警備業務の管理に関すること。 人の雜踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	雜踏の整理に関すること。 雜踏警備業務の管理に関すること。 人の雜踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前にを行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

**4 受検資格**

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上あるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

**5 受検定員**

種 別	定 員
雜踏警備業務 (1級)	30人

**6 受検の手続**

**(1) 事前申込み**

ア 事前申込みの方法

- (1) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。
- (2) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
- (3) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

**イ 受付期間**

平成28年4月14日（木）から4月15日（金）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

**(2) 検定申請書の提出**

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成28年5月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことにについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

**(3) 検定手数料**

検定手数料（1万3,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

**7 その他**

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

**公告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年2月29日

長野県公安委員会

**1 講習会の種別及び受講対象者**

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

**2 講習会の開催の日時、場所及び定員**

開催日	時間	講習会場	場所	定員
4月17日 (日)	午前10時 から 午後4時 まで	佐久会場	佐久市佐久平駅南4番地1 佐久平交流センター	50名

**3 講習科目、時間数及び考查方法**

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

**4 受講手続****(1) 受講の申込み**

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

**(2) 申込書の受付期間**

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

**(3) 受講手数料**

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

**5 その他****(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。****(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。****(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。**

生活安全企画課

**公告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年2月29日

長野県公安委員会

**1 講習会の種別及び受講対象者**

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

**2 講習会の開催の日時、場所及び定員**

開催日	時間	講習会場	場所	定員
4月6日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名
4月13日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	岡谷会場	岡谷市長地権現町4丁目11番51号 長野県男女共同参画センター	60名
4月20日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	木曽会場	木曽郡木曽町日義4898番地37 木曽文化公園	60名

**3 講習科目及び時間数**

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

**4 受講手続****(1) 受講の申込み**

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

**(2) 申込書の受付期間**

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

**(3) 受講手数料**

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

**5 その他****(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。****(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。****(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。**

生活安全企画課

**公告**

平成28年度長野県警察官採用試験（A）（平成28年10月採用）及び長野県警察官採用試験（A）（平成29年4月採用第1回）を次のとおり行います。

平成28年2月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

**1 試験の対象となる職**

長野県巡査の職

**2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容**

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（A） (平成28年10月採用)	男性	20人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り等
	女性	若干名	
長野県警察官採用試験（A） (平成29年4月採用第1回)	男性	65人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り等
	女性	10人程度	

**3 受験資格**

(1) 年齢等

試験の名称	年齢等
長野県警察官採用試験（A） (平成28年10月採用)	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成28年9月30日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）
長野県警察官採用試験（A） (平成29年4月採用第1回)	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

**4 試験の方法、日時、場所等**

(1) 第1次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験（出題数50題）

(注) 出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

配点	基準（合格判定の必要最低基準）
400点	正答率3割6分（144点）。ただし、平均正答率が3割6分に満たない試験区分にあっては、当該試験区分の平均正答率

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成28年5月8日（日）午前9時から

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。なお、試験地が長野市である場合は、試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	北信運転免許センター（長野市川中島町原704-2） 長野県庁（長野市大字南長野字幅下692-2） 長野県社会福祉総合センター（長野市若里7-1-7）
松本市	松本勤労者福祉センター（松本市中央4-7-26）
東京都	明治大学駿河台キャンパスリバティワー (東京都千代田区神田駿河台1-1)

エ 第1次試験日に併せて実施する試験

第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

オ 第1次試験合格者の決定及び発表

試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成28年5月下旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/boshu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

(2) 第2次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	集団討論及び個別面接による試験
適性検査	警察官として職務遂行上必要な適性についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び基準

各試験及び検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。

試験	配点	基準（合格判定の必要最低基準）
論文試験	150点	60点
口述試験	750点	7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査		
体力検査	100点	44点。ただし、20mシャトルランを含めて4種目以上を受検し、20mシャトルランが8点以上であり、かつ、8点に達しない種目が2種目以上ないこと。

ウ 日時及び場所

平成28年6月上旬から中旬までの間に口述試験、適性検査及び体力検査を行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査を行います。

身体的条件
両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 色覚は職務遂行上の支障がないこと。 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合、第1次試験の得点の高い順に決定します。最終合格者については、平成28年7月上旬までに、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

## 6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) この試験の合格者の採用は、長野県警察官採用試験（A）（平成28年10月採用）については原則として平成28年10月1日、長野県警察官採用試験（A）（平成29年4月採用第1回）については原則として平成29年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

## 7 勤務条件

### (1) 給与

給料表は、警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、約213,100円です。

給与改定等がある場合は、この額と異なる額となります。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

### (2) その他

詳細及び上記以外の勤務条件については、条例で定められています。

## 8 受験手続

持参、郵送又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

### (1) 持参又は郵送による申込みの場合

#### ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>）からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務課警察職員採用センター

長野県内の警察署、交番又は駐在所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692-2）まで送付してください。

#### イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務課警察職員採用センター又は長野県内の警察署へ提出してください。

(4) 受験票の所定欄に52円切手を必ず貼り（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り）、宛先を明記してください。

(9) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

#### ウ 受付期間

受付期間は、平成28年3月22日（火）から4月18日（月）までとし、郵送による申込みの場合は、消印により4月18日（月）までに差し出したことが分かるものに限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、4月18日（月）までに到着したものに限り受け付けます。

#### エ 受験票の交付

平成28年4月下旬に郵送します。受験票には第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、5月1日（日）までに受験票が到着しない場合は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線2631～2635）へ連絡してください。

### (2) インターネットによる申込みの場合

#### ア 申込方法

(7) インターネットホームページ（<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>）に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷（A4判）のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

#### (イ) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。
- b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。
- c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

#### イ 受付期間等

受付期間は、平成28年3月22日（火）0時から4月13日（水）24時までです。持参又は郵送による場合より早く締め切ります。また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止があるので、注意してください。

#### ウ 受験票の交付

平成28年4月下旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、5月1日（日）までに電子メールが到達しない場合は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線2631～2635）へ連絡してください。

#### 9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

##### (1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる人
第1次試験	第1次試験（教養試験）の点数及び順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

##### (2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

##### (3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

#### 10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（電話：026-233-0110 内線2631～2635）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4233）に問い合わせてください。

#### 11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

（別表）

#### 第1次試験における教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的推理・資料解釈

人事委員会事務局